



平成27年10月20日

「平成27年度大阪府特定(産業別)最低賃金」

今回は久しぶりに大阪府の特定(産業別)最低賃金をとりあげました。

まずはチェック！



「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、**いずれか高い方**の最低賃金額が適用されます。

大阪府の特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
塗料製造業	894円	H27-11-07
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	877円	H27-11-18
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	858円	H27-10-01
鉄鋼業	890円	H27-11-12
自動車・同附属品製造業	860円	H26-11-30
自動車小売業	858円	H27-10-01
非鉄金属、同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	858円	H27-10-01

※各種商品小売業については、平成26年9月28日をもって廃止されました。

※1. 平成27年10月1日発効の大阪府最低賃金が、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業」及び「自動車小売業」の最低賃金を上回ったことから、平成27年10月1日以降、それぞれの特定(産業別)最低賃金が改正されるまでの間、大阪府最低賃金の858円が適用されます。

★「特定(産業別)最低賃金」の適用が除外され、「地域別最低賃金」が適用される人たち

- ① 18歳未満又は65歳以上の方
- ② 雇入れ後3月未満の技能習得中の方
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する方

★罰則は、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者は、**50万円以下の罰金**に処せられることがあります。
また、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法の罰則は適用されず、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(**罰金の上限額30万円**)が適用されます。



日本年金機構では個人番号が記載されたすべての書類を不受理

日本年金機構では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の改正により、当分の間、個人番号が記載された書類(住民票等)を預かることができなくなっています。

社会保険関係手続を電子申請する際に、郵送や電子添付書類(PDF・JPEG)で「住民票」を提出する場合がありますが、「個人番号(マイナンバー)」が記載されていない「住民票」で提出しなければなりません。

住民票に限らず、個人番号が記載されたすべての書類(コピー含む)について提出できません。くれぐれも、注意が必要です。